

変度
く計制
し計制
る会
る会
ます
目
化

国際財務報告基準(IFRS)適用が 及ぼす食品産業へのインパクト

日本における会計制度の
変化は目まぐるしい。四半
期開示・日本版SOX法対
応に始まり、国際財務報告
基準(IFRS)と日本基
準との差異の解消すなわち
コンバージョン(会計基
準の国際的統合化)も企業
会計基準委員会(ASBJ)
J)主導の下で着実に進め
られている。その流れの本
丸とも言えるのが、15年3
月期または16年3月期に訪
れると予測されている、上
場企業へのIFRS強制適用
である。適用開始まで最
短でも3年半の残ざれて
いるにもかかわらず、なぜ
IFRSがこれ程にまで世
間を騒がせているのか。そ
して食品産業への影響をま
とめてみる。

早ければ15年3月期にも レポートや M&Aに影響

開示を担保するために制定
された。すなわち、IFRS
Sは投下資本の源泉および
運用形態、そして期末時点
での価値および増減を明確
にする上で投資家がリス
クとリターンを正しく把握
できるようにすることを狙
ったのである。

IFRSが注目される理
由は、企業に及ぼすイン
パクトの大きさにある。そも
そもIFRSは、資本市場
のグローバル化および企
業活動のグローバル化に伴
い、投資家への有用な情報

その結果、IFRSでは
財務諸表体系が従来と異な
り、さらに資産負債プロ
ードに基づいた公正価値評
価、包括利益の開示が求め
られている。言い換えれば、
企業の「見え方」や「もの
さし」、そしてそれらの背

景たる「取り組み」が一変
するようになるのである。
影響範囲は財務経理部門
に留まらず、営業・生産・購
買といった各現場部門や人
事・経営企画といったパッ
クオフィス部門にも関係
し、更に経営者の意思決定
にまで影響することとな
る。以下、代表的な科目
を通じて食品産業における
具体的な影響について概観
してみよう。

売上高への影響

収益認識タイミングが変
更となる可能性がある言は
有名であろう。「物品所有
による重要なリスクと便益
が移転したタイミング」で
収益計上を行うことが要求
されるため、便宜上出荷基
準により収益認識していた
企業は対応を迫られること
となる。一般的には、検収
基準もしくは(通販など)検
収基準による対応が困難な
場合を想定して、「出荷日
+18日」をみなし検収日と
する「みなし検収基準」に

減価償却費への影響

IFRSは原則主義(フ
リンシプル・ベース)の立
場に立つ。すなわち、会計
処理の判断のために細かく
重要性の基準値などが規定
されることはなく、それら
の判断はすべて経営者に委
ねられる。原則主義は減価

のれんへの影響

食品産業でもM&A(合
併・買収)などの合従連衡
は盛んに行われている。I
FRSでは、合併の際に生
じるのれんについて、償却
するのではなく、毎期一回の
減損テストを実施すること
が求められる。償却が求め
られない分だけ利益がプラ
スに作用するが、逆にのれ
んに価値がないと認められ
た場合には一気に減損損失
が発生することになる。の
れんが償却されない以上、

債権についても当てはま
り、耐用年数・償却方法・
残存価額などは固定資産の
利用方法、価値の消費状況
を踏まえ適宜判断されなけ
ればならない。したがっ
て、これまで言われている
ように「定額法に変えなけ
ればいけない」のではなく、
価値の消費を適切に反映で
きる方法であれば定率法で
も構わない。

利益への影響

今までは営業利益または
当期純利益に基づく損益計
算ベースでの評価がなされ
ていたが、会計基準の国
際的統合化の一環として6
月30日に包括利益会計基準
が公表された旨から推測で
きる通り、IFRSでは
包括利益をベースとした財
務諸表の表示が要求されて

「上場企業が作成する連結
財務諸表」である。食品産
業には非上場企業・単体企
業も数多く存在するが、こ
れらに対するIFRSの適
用は現時点では限定されて
いない。ただし、将来的に
株式公開をシナリオとして
Sを導入した欧州ではいま
だに意思決定を当期純利益
やEBITDA(税引前利
益に支払利息と減価償却費
を加算)ベースで行ってい
う。情報システム含め基幹
業務が整備されている上場
企業ですら、準備には3年
を要すると言われている。

早期の準備を

IFRSの適用対象は、
取締役・小川克己
(CDIソリューション
川克己氏(CDIソリューション
シヨンス取締役)▼テーマ
「国際財務報告基準(IFRS)が食品産業へおよぼすイン
パクト」

「国際財務報告基準が食品 産業へおよぼすインパクト」で8月27日にセミナー

川克己氏(CDIソリューション
シヨンス取締役)▼テーマ
「国際財務報告基準(IFRS)が食品産業へおよぼすイン
パクト」
▼問い合わせ先 日本食糧
新聞社事業本部、電話03
・34332・4664、F
AX03・34500・46
54、http://www.nissyo
k.co.jp/seminar/